

改正

平成17年2月公安委員会規則第1号
平成17年4月公安委員会規則第11号
平成18年3月公安委員会規則第9号
令和元年6月公安委員会規則第1号
令和4年3月30日公安委員会規則第8号

青森県警察署協議会に関する規則をここに公布する。

青森県警察署協議会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第4項及び青森県警察署協議会条例(平成13年3月青森県条例第4号)第4条の規定に基づき、警察署協議会(以下「協議会」という。)の議事の手続きその他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 協議会の委員の定数は、別表に定める協議会ごとの委員の定数とする。

(委員の委嘱)

第3条 協議会の委員は、その置かれた警察署の管轄区域内に居住し、又は勤務その他の活動の場を有する者で、地域における安全に関する活動について知識又は経験を有する者の中から委嘱する。

2 委員の委嘱は、委嘱状(別記様式)を交付して行う。

(会議の招集)

第4条 協議会の会議は、会長が警察署長と協議して招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

(議事)

第5条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成17年公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年公安委員会規則第11号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成18年公安委員会規則第9号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成19年5月31日までの間は、改正後の青森県警察署協議会規則別表青森県弘前警察署協議会の項中「13人以内」とあるのは「15人以内」と、同表青森県五所川原警察署協議会の項中「10人以内」とあるのは「12人以内」と、同表青森県黒石警察署協議会の項中「10人以内」とあるのは「12人以内」と、同表青森県三戸警察署協議会の項中「5人以内」とあるのは「7人以内」と、同表青森県七戸警察署協議会の項中「5人以内」とあるのは「6人以内」とする。

附 則(令和元年公安委員会規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日公安委員会規則第8号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和5年5月31日までの間は、改正後の青森県警察署協議会規則別表青

森県弘前警察署協議会の項中「13人以内」とあるのは「18人以内」とする。

別表（第2条関係）

警察署協議会	委員の定数
青森県青森警察署協議会	13人以内
青森県青森南警察署協議会	5人以内
青森県外ヶ浜警察署協議会	5人以内
青森県大間警察署協議会	5人以内
青森県むつ警察署協議会	7人以内
青森県野辺地警察署協議会	5人以内
青森県弘前警察署協議会	13人以内
青森県鮎ヶ沢警察署協議会	5人以内
青森県つがる警察署協議会	5人以内
青森県五所川原警察署協議会	10人以内
青森県黒石警察署協議会	10人以内
青森県八戸警察署協議会	13人以内
青森県三戸警察署協議会	5人以内
青森県五戸警察署協議会	5人以内
青森県十和田警察署協議会	7人以内
青森県七戸警察署協議会	5人以内
青森県三沢警察署協議会	7人以内

別記様式（第3条関係）

第 号

委 嘱 状

殿

警察法第53条の2第3項の規定に基づき青森県 警察署協議会委員として委嘱
します

委嘱期間
年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

青森県公安委員会 印



注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。